

露頭炭有効活用調査事業委託業務 企画提案指示書

1 業務名

露頭炭有効活用調査事業委託業務

2 業務目的

本道に賦存する石炭は、資源に乏しい我が国において、地域で確保できる貴重なエネルギー資源である。石炭の活用には、石炭が出すCO₂を減らすため、脱炭素化技術を用いて、環境負荷の一層の低減を図りながら、有効に活用していくことが必要である。

本道は国内で石炭が生産される唯一の産炭地域であり、空知・留萌地域で営まれている露頭炭採掘事業について、主な供給先となっている砂川火力発電所の廃止（令和9年3月末）を踏まえ、廃止後の石炭産業の存続に向けた新たな供給先や有効活用策について実践する場合の採算性等も考慮した可能性調査を行い道内炭の有効活用の可能性や課題を整理する。

3 業務内容

提案者は次の業務を実施すること。

- (1) 基礎データ・状況把握
 - (ア) 露頭炭の産業状況についてアンケートやヒアリング等により、露頭炭の生産量、従業員数の推移、海外炭との価格及び品質の比較、輸送費等に係る実態把握を行う。（ヒアリング先 露頭炭事業者、産炭地域関係各市町等）
 - (イ) 道内石炭火力発電所におけるアンモニア混焼やCCUSの導入の動向等について（ヒアリング先 J-POWER 電源開発(株)、北海道電力(株)等）
 - (ウ) 炭層メタン（CBM：コールベットメタン）や乾留ガス等に関する文献調査を行う。
 - (エ) 露頭炭の供給可能先（道内・外）の実態把握を行う。
（ライフサイクルアセスメント（LCA）の観点で距離や運搬経路なども調査）
 - (オ) 国内・海外の石炭（露頭炭）の有効活用策について幅広く調査を行う。
 - (カ) その他必要と思われる調査。
- (2) 露頭炭の有効活用策となる先進事例の調査
 - (ア) 高効率石炭火力発電所の現状や誘致による採算性等について調査を実施し、課題等を取りまとめる。
 - (イ) ブルー水素製造、H-UCG（ハイブリッド石炭地下ガス化）事業（石炭と木質バイオマスを組み合わせた水素製造事業）等について調査を実施し、課題等を取りまとめる。
 - (ウ) 炭層メタン（CBM：コールベットメタン）の有効活用について調査を実施し、課題等を取りまとめる。
 - (エ) 海外炭・低品位炭の改質・利用技術について調査を実施し、課題等を取りまとめる。
 - (オ) 道内外等への新たな供給先の可能性について調査する。
 - (カ) その他、発電所等の燃料以外の用途に係る活用内容として露頭炭事業に有効となる提案を検討する。
- (3) 調査結果の評価・提案方法
上記業務内容（1）、（2）の様々な調査から導き出した課題と解決策をまとめ、道内炭の有効活用の可能性や課題（資金調達のあり方を含む）を整理する。
- (4) 事業実施報告書の作成及び提出
事業報告書
本事業の成果物として、業務実施結果をまとめた事業報告書を契約期間中に作成し、紙媒体及び電子データ（CD-R等）一式を契約期間終了後、速やかに提出すること。
 - ・事業報告書及びその概要版 A4版各1部、概要版150部
 - ・電子データ（CD-R等）一式

4 企画提案及び審査の項目

	提案項目及び審査項目
1	実施体制
	①実施体制・役割等
2	実施手法
	①業務処理工程、経費積算
3	実施方策
	① 調査・分析業務について
	② 先進事例の把握について
	③ 露頭炭の有効活用策について
4	実績
	①過去の実績
5	追加提案
	① 追加提案

※提案における留意事項

- ア 実施体制・役割等については、業務実施上の責任者、人員、担当者の業務経歴、本業務の役割及び組織図などを具体的に記載すること。
- イ 実施方策については、「4 業務の内容」を満たした提案かつ「4 提案に係る留意事項」を踏まえた内容とすること。
- ウ 業務スケジュール・経費積算については、業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュール及び積算とすること。
- エ 追加提案については、「3 業務の目的」を達成するため、独自の提案がある場合に記載すること。
- オ 過去の実績については、本業務遂行の参考となる類似事業等の実績を記載すること。

5 契約期間及びスケジュール

(1) 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）1月24日までとする。

(2) スケジュール

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (ア) 資格審査申請書の提出期限 | 令和6年（2024年）8月2日（金） |
| (イ) 企画提案書の提出期限 | 令和6年（2024年）8月2日（金） |
| (ウ) 入札 | 令和6年（2024年）8月20日（火）11時00分 |
| (エ) 審査委員会（ヒアリング） | 令和6年（2024年）8月20日（火）13時00分 |
| (オ) 契約締結・業務開始 | 令和6年（2024年）8月下旬～9月上旬 |

6 留意事項

- (1) 契約区分は、「準委任」に属する契約とし、事業終了後に実支出額により精算する。
管理費等の精算について、その考え方（事業者（受託者）の各種規定、計算式等）を契約締結前に道が確認する場
合がある。
- (2) 業務に要する経費のうち、他の委託事業や補助事業等で対象となっているものについては、本業務の対象となら
ない。
- (3) 本業務で取り扱う個人情報、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に
遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。
- (4) 本業務実施に伴って発生する著作権その他の権利は道に帰属する。
- (5) 業務遂行にあたり、具体的な実施方法については、道と協議の上、決定すること。

7 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (2) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点をもつものであること。
- (9) エネルギーの現状や石炭の有効活用の先進事例等について広い知見を持ち合わせていること。

8 資格審査申請書の提出

- (1) 提出書類 資格審査申請書、参加資格審査申請書に添付が必要な資料（別紙様式参照）
- (2) 様式 参加資格審査申請書別添様式による
- (3) 提出部数 参加資格審査申請書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限 令和6年（2024年）8月2日（金）17時（必着）
- (5) 提出場所 11の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

9 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 企画提案書（別添様式による）
- (2) 提出部数 10部
※1部は提案者名を記載したもの。残り9部は提案者名を記載しないもの。
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。
- (3) 提出期限 令和6年（2024年）8月2日（金）17時（必着）
- (4) 提出場所 11の（4）のとおり
- (5) 提出方法 持参または郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

10 総合評価審査委員会（ヒアリング）の実施

- (1) 本入札の参加資格を有すると認められた者、かつ、入札において入札額が予定価格の範囲内であった者についてのみ、企画提案内容にかかるヒアリングを行う。入札額が予定価格の範囲外であった者についてはヒアリング対象者から除外する。なお、入札額が予定価格の範囲内である者がなく、最低額の入札者に見積書を提出してもらい、随意契約に移行した場合は、その者のみヒアリング対象者とする。
- (2) ヒアリングの日時及び場所については、別途通知する。
- (3) 参加者が5者を超える場合は、委員による書類選考により、ヒアリング対象者を5者程度に絞る場合がある。
- (4) ヒアリングの対象とならなかった提案者の提案は無効とする。

1.1 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - (ア) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - (イ) 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - (ウ) 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - (エ) 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
 - (オ) 全ての提出書類は返却しない。
 - (カ) 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先
〒 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目(北海道庁本庁舎 8 階)
北海道経済部資源エネルギー局資源エネルギー課
産炭地振興係
TEL:011-204-5321 (ダイヤルイン)